

## 会 員 規 程

(目 的)  
第1条 この規程はファイナンシャル・プランニング技能士センターの会員について必要な事項を定める。

(会 員)  
第2条 ファイナンシャル・プランニング技能士センターはファイナンシャル・プランニング技能士を会員とする。  
2. 会員は正会員と準会員からなる。  
3. 正会員には一定の継続学習が課せられる。

(登 録)  
第3条 会員となる者は、所定の登録申請書に、本会員規程の遵守誓約を添えて提出、もしくは会員専用ウェブサイトより本会員規程の遵守誓約に同意して登録しなければならない。  
2. 会員となる者は、ファイナンシャル・プランニング技能士センターが別途定める倫理規程、罰則規程及び会員専用ウェブサイト利用規約を遵守しなければならない。

(会 費)  
第4条 会員は会費を納入しなければならない。会費の計算期間は1年とし、1年分の会費を先払いするものとする。なお、会員が計算期間の途中で退会した場合でも、会費の返還は行わない。  
2. 会費は別途定める。

(会員証)  
第5条 一般社団法人金融財政事情研究会は会員に対し会員証を発行し、これを貸与する。  
2. 会員は、退会する場合、有効期間内の会員証を返却しなければならない。  
3. 会員は会員証を紛失した場合、直ちにその旨をファイナンシャル・プランニング技能士センターに届けなければならない。紛失した会員証の悪用等により、当該会員に発生する損害等に対してファイナンシャル・プランニング技能士センター及び一般社団法人金融財政事情研究会は一切責任を負わない。また、紛失を届け出ない場合、紛失した会員証の悪用等により、ファイナンシャル・プランニング技能士センターの名誉が損なわれる事態が生じたときは、ファイナンシャル・プランニング技能士センター及び一般社団法人金融財政事情研究会は当該会員に損害賠償を求めることができる。

(義 務)  
第6条 正会員は、一定の学習方法により、ファイナンシャル・プランニング技能士資格の級別に定めた継続学習ポイントを2年間で取得することを要する。  
2. 2年間で取得すべきポイント数は、1級ファイナンシャル・プランニング技能士の会員にあっては20ポイント、2級ファイナンシャル・プランニング技能士の会員にあっては15ポイント、3級ファイナンシャル・プランニング技能士の会員にあっては10ポイントとする。  
3. ポイントの取得要件については別途定める。  
4. 2年間で所定のポイントを取得できなかった正会員は、準会員として登録を更新することができる。

(更 新)  
第7条 正会員は会員規程第6条の義務を履行し、初年度の会費を納入した月から1年後の属する月に、翌1年分の会費を先払いすることで、正会員の有効期間を1年更新することができる。  
2. 準会員は初年度の会費を納入した月から1年後の属する月に、翌1年分の会費を先払いすることで、準会員の有効期間を1年更新することができる。

(退 会)  
第8条 退会しようとする会員は、所定の退会届をファイナンシャル・プランニング技能士センターに提出しなければならない。退会届の提出がなく退会となった会員は、原則として、再度の入会を認めない。

(除 名)  
第9条 ファイナンシャル・プランニング技能士センター及び一般社団法人金融財政事情研究会は、会員が以下のいずれかの項目に該当する場合、当該会員に対し是正勧告を行うことができるほか、事前に通知または催告することなく、1年間の会費の計算期間終了時点をもって、会員としての登録を抹消することができるものとする。  
(1) 本会員規程の定める条項に違反したとき  
(2) 別途定める倫理規程、罰則規程及び利用規約に違反したとき  
(3) 会員としてあるまじき行為のあったと認められるとき  
(4) その他、当法人が会員として不適切と判断したとき

## 倫 理 規 程

ファイナンシャル・プランナー（以下、FP）は、顧客の求めに応じて、顧客の保有資産の計数管理をし、資産運用に関する分析あるいは立案、または資産に関する各種相談に応ずる専門家である。したがって、卓越した専門知識を保持し、社会的な信頼を得て品位を損なうことのない行動が求められる。この規程は、FPとしての職責を明らかにすることによって、その社会的責任を自覚し、良識ある行動を確保するよう自律的規範を明示したものである。ファイナンシャル・プランニング技能士センター会員は、この規程を遵守しなければならない。

第1条 会員は、ファイナンシャル・プランニング業務のもつ重要な社会的・経済的な役割に鑑み、FPの社会的信用および地位の向上に努めなければならない。  
第2条 会員は、道徳精神に基づき、顧客をその国籍、信条、性別、年齢等によって差別することなく、平等なサービスが行き渡るよう努めなければならない。  
第3条 会員は、その業務を行うにあたって、専門家としての適切かつ十分な注意を払い、公正かつ客観的な提案や助言をするようにしなければならない。  
第4条 会員は、顧客の最善の利益に資するよう専念し、自己および第三者の利益を優先させなければならない。  
第5条 会員は、顧客に対して、業務を遂行するうえで必要なすべての情報を開示するとともに利益相反事項があるときは、これを顧客に明示しなければならない。  
第6条 会員は、ファイナンシャル・プラン等の提案を行うにあたっては、綿密な調査・分析に基づく合理的かつ十分な根拠を示し、顧客の置かれた状況を考慮して、顧客ニーズに最も適合するプランの構築ができるよう常に配慮しなければならない。  
第7条 会員は、業務上知り得た顧客の個人情報等の秘密事項を他に漏らしたり、または窃用したりして、顧客のプライバシーを侵害してはならない。  
第8条 会員は、専門性が要求されることから、ファイナンシャル・プランニング業務に関する知識と実務の研鑽に精進し、常にその職務にふさわしい専門能力を維持向上させなければならない。  
第9条 会員は、誤った、あるいは誤解を招く方法により顧客を勧誘してはならない。  
第10条 会員は、顧客または広く一般に提供するFP情報の作成にあたって、他人の資料やソフトウェアなどを利用する場合には、著作権等を侵害しないよう慎重かつ十分に配慮をしなければならない。  
第11条 会員は、法の定めにより資格・認可を必要とする業務については、これら資格等を得ずしてその業務を行ってはならない。  
第12条 会員は、ファイナンシャル・プランニング技能士センターまたはその会員の信用を傷つけ、ファイナンシャル・プランニング技能士センターもしくはその会員の不名誉となるような行為をしてはならない。

## 罰 則 規 程

第1条 ファイナンシャル・プランニング技能士センターは、別途定める会員規程、倫理規程及び利用規約に違反し、または違反するおそれの生じた場合、適切な手続に基づいて当該会員に対して懲戒処分を科すものとする。  
第2条 ファイナンシャル・プランニング技能士センターは、前条の目的を適切に実施するために、倫理委員会を設置する。  
2. 倫理委員会は、前条の違反申立のあった場合、調査を行い、審査検討を行ったうえで適切な懲戒処分を行う。  
第3条 倫理委員会は、前条の目的を達成するために、その都度小委員会、部会を設置することができる。  
第4条 倫理委員会の委員は、自己または自己の関係者が利害関係人となる事案及び手続に関与してはならない。  
第5条 会員が下記の行為を行った場合は懲戒処分の対象となる。  
(1) 会員規程、倫理規程及び会員専用ウェブサイト利用規約に違反した場合

(2) 刑事法規に違反した場合  
(3) 公認会計士・会計士補、弁護士、司法書士、行政書士、税理士、不動産鑑定士、社会保険労務士、中小企業診断士、その他国家資格、宅地建物取引士等について業務停止あるいは資格停止を受けた場合  
(4) 懲戒命令に違反した場合  
(5) 倫理委員会の要請に対して正当な理由なく応答せず、また倫理委員会、小委員会、部会および委員の職務を妨害した場合  
第6条 会員に対する懲戒処分は下記のとおりとする。  
(1) 戒告  
(2) 2年以内の登録の停止  
(3) 登録の取消  
第7条 倫理委員会は、懲戒処分を行った当該会員について、その旨を機関誌または新聞等により公表するものとする。  
第8条 本規程に従って行われるすべての手続きは公開されない。ただし、会員が同意した場合、この限りではない。  
第9条 倫理委員会は、懲戒処分をなす場合は、手続費用の全部または一部を当該会員に対して請求することができる。

## 会員専用ウェブサイト利用規約

本規約は、一般社団法人金融財政事情研究会がファイナンシャル・プランニング技能士センターに登録した会員に提供するウェブサイトサービスのサービスを会員が受ける際の一切に適用する。  
第2条 会員は、ファイナンシャル・プランニング技能士センターに登録することにより、サービスの利用資格を付与される。  
2. 会員は、登録した時点で、本規約の内容を承諾しているものとみなす。  
第3条 ファイナンシャル・プランニング技能士センターは、ウェブサイトサービスの利用資格の付与と同時に、会員に対してID及びパスワードを発行する。  
第4条 本規約の有効期間は、会員が会員資格を有する期間とする。  
第5条 会員は、自己のID及びパスワードの使用並びに管理について一切の責任を負うものとする。  
2. 会員は、IDまたはパスワードを失念した場合、または盗まれた場合は、速やかにファイナンシャル・プランニング技能士センターに届け出をして、その指示に従うものとする。また、当該ID及びパスワードによりなされた本サービスの利用は当該会員によりなされたものとみなし、当該会員は利用料その他の債務の一切を負担するものとする。  
3. 会員のID及びパスワードが他の第三者によって使用されることにより当該会員が被る損害については当該会員の故意過失の有無にかかわらず、ファイナンシャル・プランニング技能士センター及び一般社団法人金融財政事情研究会は、いかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償をする義務はないものとする。  
第6条 会員は、サービスの利用資格を第三者に譲渡し、第三者への使用許諾、再貸与等することはできない。  
2. 会員は、ファイナンシャル・プランニング技能士センター及び一般社団法人金融財政事情研究会の許可なくサービスすべての複製、出版、再販、その他会員としての私的利用の範囲を越えて使用することはできない。  
3. 会員は、前項に反する行為を第三者にさせることはできない。  
4. 会員が本規約に違反した場合には、ファイナンシャル・プランニング技能士センター及び一般社団法人金融財政事情研究会は、違反行為を差し止める権利、当該違反行為によって会員が得た利益相当額を請求することができる権利を有するものとする。  
5. サービスより得られる情報等は、単なる情報に過ぎず、特定の行為を示唆することを目的としているものではないため、サービスに関するすべての判断に係る責任は会員に帰属する。  
第7条 会員は、サービスを違法な目的のために使用してはならない。また、サービスに損害を与え、使用不能にし、過度な負担を与え、もしくはこれに害するような方法、または他の会員によるサービスの使用もしくは享受を害するような方法で、サービスを使用してはならない。  
第8条 会員が、以下のいずれかの項目に該当する場合、ファイナンシャル・プランニング技能士センター及び一般社団法人金融財政事情研究会は当該会員に対して本サービスの使用を一時停止することができる。  
(1) IDまたはパスワードを不正に使用した場合  
(2) サービスの運営を妨害した場合  
(3) 本規約のいずれかに違反した場合  
(4) その他ファイナンシャル・プランニング技能士センター及び一般社団法人金融財政事情研究会が会員として不適切と判断した場合  
第9条 会員が本規約に違反してファイナンシャル・プランニング技能士センター及び一般社団法人金融財政事情研究会に損害を与えた場合、ファイナンシャル・プランニング技能士センター及び一般社団法人金融財政事情研究会は、当該会員に対して被った損害の賠償を請求できるものとする。  
第10条 ファイナンシャル・プランニング技能士センター及び一般社団法人金融財政事情研究会は、会員への事前の通知なくしてサービス内容を変更することができる。会員はこれを承諾したものとす。  
第11条 ファイナンシャル・プランニング技能士センター及び一般社団法人金融財政事情研究会は、以下のいずれかが起こった場合は、会員に事前に通知することなく、一時的にウェブサイトサービスを中断することができる。  
(1) システムの保守を定期的または緊急に行う場合  
(2) 火災、停電等によりサービスの提供ができなくなった場合  
(3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災によりサービスの提供ができなくなった場合  
(4) その他、運用上あるいは技術上サービスの一時的な中断が必要と判断した場合  
2. ファイナンシャル・プランニング技能士センター及び一般社団法人金融財政事情研究会は、前項各号の場合以外の事由によりウェブサイトサービスの中断等が発生したとしてもこれに起因する会員または他の第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとする。  
第12条 ファイナンシャル・プランニング技能士センター及び一般社団法人金融財政事情研究会は、サービスのコンテンツに瑕疵のあることが判明した場合は、自己責任において速やかに修正するものとする。なお、ファイナンシャル・プランニング技能士センター及び一般社団法人金融財政事情研究会が負う責任の範囲は、当該瑕疵の修正のみに限られるものとし、それ以外の責任は一切負わないものとする。  
第13条 会員がサービスによって得られたコンテンツを利用する際は、必ず自己の責任において行いものとする。サービスで利用可能なコンテンツを通じて得た情報に依拠して会員が行った決定がいかなる結果になろうと、ファイナンシャル・プランニング技能士センター及び一般社団法人金融財政事情研究会は一切の責任を負わない。  
2. ファイナンシャル・プランニング技能士センター及び一般社団法人金融財政事情研究会は、会員がサービスを通じて取得したコンテンツに係るいかなる損害についても、一切の責任を負わない。  
3. ファイナンシャル・プランニング技能士センター及び一般社団法人金融財政事情研究会は、サービスの内容（瑕疵を除くすべての事柄）、提供の状態、アクセスの可能性、使用の状態については一切保証しない。  
4. ウェブサイトサービスを利用し、ダウンロード等の方法で入手するすべてのものは、ダウンロード等を行うことを含めて会員の自己責任で行うものとする。これらの行為の結果生じる損害について、ファイナンシャル・プランニング技能士センター及び一般社団法人金融財政事情研究会は、一切の責任を負わない。  
5. 会員は、サービスを利用したこと、または利用ができなかったことに起因または関連して生じた一切の損害について、ファイナンシャル・プランニング技能士センター及び一般社団法人金融財政事情研究会が賠償責任を負わないことに同意するものとする。  
第14条 ファイナンシャル・プランニング技能士センター及び一般社団法人金融財政事情研究会は、本サービスの提供に際して知り得た会員の秘密情報を第三者に漏洩しないものとする。  
第15条 サービスに係るすべての本文、画像、データ、ソフトウェア等の著作権、知的所有権およびその他の権利は、ファイナンシャル・プランニング技能士センターもしくは一般社団法人金融財政事情研究会または情報提供者に帰属する。